

第 1 回 官民競争入札等監理委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第1回官民競争入札等監理委員会 議事次第

日時：平成 18 年 7 月 7 日（金）14:00 ～ 14:55

場所：官邸大会議室

- 1．開　　会
- 2．委員紹介
- 3．委員長互選
- 4．委員長あいさつ
- 5．委員長代理の指名
- 6．内閣官房長官のあいさつ
- 7．行政改革担当大臣のあいさつ
- 8．運営規則の決定
- 9．その他
- 10．閉　　会

○河事務局長 それでは、定刻となりましたので、第1回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。私は、当委員会の庶務を務めます、事務局長の河でございます。よろしくお願い申し上げます。委員長が御選任されるまで議事の進行をさせていただきます。

本日は、安倍内閣官房長官、中馬規制改革担当大臣、山谷大臣政務官の御出席をいただいております。

まず、本日お集まりいただいた委員の方々、御都合で御出席いただけなかった方を含めまして、50音順で本委員会のメンバーの御紹介をさせていただきます。

逢見直人委員。

落合誠一委員。

小幡純子委員。小幡純子委員は、所用のため御欠席でございます。

樫谷隆夫委員。

小林麻理委員。

斉藤惇委員。

田島優子委員。

寺田千代乃委員。

本田勝彦委員。

増田寛也委員。

森貞述委員。

吉野源太郎委員。

以上の12人の方々でございます。委員の皆様方には、よろしくお願い申し上げます。

委員長につきましては、皆様と御相談させていただきましたとおり、落合先生にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○河事務局長 それでは、落合委員長、よろしくお願いいたします。

○落合委員長 ただいま、本委員会の委員長を務めるようにと皆様から御推挙がありました、落合でございます。議事に入る前に一言ごあいさつを申し上げます。

この公共サービス改革法というものは、国民の目から見て公共サービスを改革していくという、非常に画期的で重要な法律であります。そして、本委員会は官民競争入札等による公共サービスの改革について、この過程が透明性、中立性、公正性というものが確保されるように監理するという役割を担っております。したがって、本委員会の役割とい

うのは、公共サービス改革法のかなめというべき委員会であると認識しております。

微力ではありますが、皆様方の御協力を得まして、この重大な職責を全力を尽くして果たしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。公共サービス改革法第42条第3項の規定によりますと、委員長代理を指名するということでありまして、私から指名をさせていただきます。委員長代理には、斉藤委員を指名したいと思います。斉藤委員、よろしくお願いいたします。

○斉藤委員　ありがとうございます。

○落合委員長　御了承いただきましたので、委員長代理は斉藤委員にお願いいたします。

それでは、斉藤委員、一言ごあいさつをお願いいたします。

○斉藤委員　委員長代理に指名されました、斉藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。これまで産業再生機構の社長といたしまして、数多くの企業の再生に携わってまいりました。この経験を生かしまして、官から民と切望する国民の立場から公共サービスを更によくするにはどうしたらいいか、落合委員長始め皆様方と真剣に討議していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○落合委員長　ありがとうございました。

それでは、委員会の発足に当たりまして、安倍官房長官と中馬大臣からごあいさつをいただければと思います。

○安倍官房長官　官房長官の安倍晋三でございます。「官民競争入札等監理委員会」の発足に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、それぞれ大変お忙しい中お集まりをいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。また、委員就任をお引き受けくださいましたことも、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

大変恐れ入りますが、お手元にお配りをいたしました任命書をもちまして辞令交付に代えさせていただきますと思います。

公共サービス改革法は、小泉総理がまさに就任以来唱え続けてまいりました「民間にできることは民間に」を具体化していくツールでもあり、また当監理委員会はこの改革の実施過程を中立・公正な立場からチェックをしていただくという極めて重要な役割を担っていただくことになるわけでございます。このチェックなしには「民間にできることは民間に」の実行はできないと思っているところでございます。落合委員長始め、委員の皆様方におかれましては、これまでも第一線で御活躍をいただき、皆様には是非ともということ

をお願いをさせていただいた次第でございます。どうぞまた今後ともよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○落合委員長 中馬大臣、お願いします。

○中馬規制改革担当大臣 行政改革、規制改革を担当しております、中馬弘毅でございます。

今日はこうして御参集をいただきまして、今、安倍官房長官の方からお話がありましたように、今回の小泉さんの改革もろもろありますが、それを総まとめにしたような形の法律を今回制定したわけでございます。これはプログラム法というものでして、基本的な枠組みでその方向をしっかりと指し示したものでございますが、これから実行に移していくためにいろいろと作業していかなければなりません。これは、それぞれにつきましての個別の法律のこともございます、政令のこともございます。また、こうして皆様方のような委員を任命させていただきまして、そしてその方々の審議の下に一つの方向性を決めていく、これが「市場化テスト」でございます。

新しい手法ではございますけれども、欧米でもやってまいりました。このことにつきましては、国会審議の中でも相当時間をかけましたけれども、最後はその重要性を認め、民主党さんの方も野党でありながらこれに賛成いたしました。ある意味では、国民的な大きな期待を担っているものだと言えるかもしれません。

役所でやっていることでも民間でできることがあるではないか。この委員の中には、女性の方に4人入っていただいておりますから、こうした女性の方々の感覚というのは大事だと思います。ああいうことは民間でやった方がいいのではないかとといったような、そうした生活実感のあることまでも御指摘いただきますならば、これがただ国の仕事だけではなくて、地方自治体の方ではかなり市民に任せられることが多いのではないかと思います。こうしたことにまでも、ひとつ大きな影響を及ぼしていただくのが、皆様方のこれからの御活動でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○落合委員長 ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○落合委員長 また、公共サービス改革法につきましては、中馬大臣のほか、山口副大臣と山谷政務官が御担当されております。本日は、山谷政務官に御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。なお、山口副大臣は都合のため御欠席ということでございます。

それでは、安倍官房長官、中馬大臣、山谷政務官は、ほかの御予定のため退席されます。
本日は、お忙しいところをありがとうございました。

（安倍官房長官、中馬規制改革担当大臣、山谷大臣政務官退室）

○落合委員長　続きまして、お手元の資料２と資料３をごらんいただきたいと思います。
内容につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

○櫻井参事官　それでは、事務局の方から、資料２と資料３を御説明させていただきたい
と思います。資料２は、法律、政令で、この委員会についてどのようなことが決められて
いるかということの御紹介でございまして、資料３はそれを踏まえまして、この委員会の
運営規則をお決めいただきたいと思いますと思っております、その運営規則の案を説明させてい
たきます。

まず資料２でございます。法律及び政令において、この監理委員会がどういうふうに位
置づけられているかということを簡単に説明させていただきます。法律の第３７条で「設
置」が書いてございまして、内閣府に置くことになっておりますが、その所掌事務につ
きましては、第３８条第１項にございますように、この法律の規定により権限に属せられた
事項を処理するとございます。この法律の各所に権限が書いてございますが、その中で
も重要なものが、公共サービス改革基本方針を策定する際に、この監理委員会に審議して
いただき、その議を経た上で閣議決定を行うということが第一でございます。

また官民競争入札または民間競争入札を行う際に、各省庁が作ります入札実施要項の案
についても、こちらで御審議いただく、これも「議を経る」と書いてございますけれども、
御審議いただくということが第二でございます。その他幾つかございますけれども、主な
ものとしては基本方針の策定及び実施要項の策定について、こちらの方で事前に御審議を
いただくということが、第３８条第１項でございます。

第２項では、この権限に関係して内閣総理大臣や各省庁に対して勧告を行うことができ
るという規定が盛り込まれております。

若干飛ばさせていただきますが、あと専門委員等を置くことができるというのが、第４
３条に書いてございます。

「事務局」でございますが、第４４条にございますように、河事務局長の下、私どもが
その事務局になっております。なお、昨日までは市場化テスト推進室というのがございま
したが、これを改組いたしまして、この官民競争入札等監理委員会の事務局、及びもう一
つ法律そのものの施行ということで、公共サービス改革推進室というのを内閣府に設けて
おりますので、この２つでこの法律の事務を担っていくということでございます。

第45条には「報告の徴収等」の規定がございまして、官民競争入札等を実施する国の行政機関や民間事業者に対する報告または資料提出を求めることができると書いてございます。

1枚おめくりいただきますと、今度は政令でございまして、監理委員会令ができておりまして、これも簡単に御説明いたしますが、第1条では部会を置くことができるということでございます。

第2条は「議事」でございまして、委員の過半数の方に御出席をいただいて、出席者の過半数で決するという通常の議決になっております。

若干飛ばしまして、第3条でございまして「資料の提出等の要求」ということで、委員会が必要があると認めるときには、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができると書いております。

以下は事務局の規定でございまして、若干戻らせていただきまして、第2条第4項に利害関係者の議事排除の規定がございまして、自己、配偶者、四親等以内の血族または三親等以内の姻族またはこれらの者が特定支配関係を有する者の利害に関係する事項についての審議及び議決に関与できないと書いてございます。

特定支配関係というのは、ちょっとわかりにくい概念でございまして、その委員の方が議決権の過半数を持っているような会社でございまして、委員の方が代表取締役その他の代表権を有する役員をやっておられるような組織、企業等でございまして、そうした者が特定支配関係のある者となりまして、そうしたところとの利害関係がある場合には、議事への参加等を控えていただくことになっております。

例えば委員の方が代表役員を務めておられるところをA法人とすると、A法人に利害関係があることについては、その委員の方は議決等に参加できない。更にA法人と同じような関係を有するところは、連鎖的に特定支配関係を有する企業となりますので、A法人の役職員が代表役員を務めているAA法人でありますとか、A法人が議決権の50%を持っているAB法人でありますとか、あるいはAC法人の役員の2分の1以上をA法人が出しているような場合、役員で一種の支配関係がある場合も特定支配関係ということでつながってまいります。

また、利害に関係があるということはどういうことかということでございまして、一番典型的といいますか、この政令で私ども利害に関係あると整理させていただいておりますのは、監理委員会の所掌事務のうち官民競争入札の落札者等の決定に係る評価がございまして、官民競争入札等監理委員会では、官民競争入札については実施要項の策定の御審議だ

けではなくて、実際に入札していただいた方の入札結果を評価していただく、これは各省に評価結果を作っていただきますが、それについても御審議をいただきます。この場合、入札企業との関係で特定支配関係が生ずるような場合には、ここで言うところの利害に関係があるというふうに理解しておりまして、こうしたものについては、この政令に基づいて議決等に関与することを控えていただくことになっております。

なお、それ以外につきましても、この法律の設置目的でございますとか、運営の公正性を期する観点から必要であれば、勿論中で御審議をいただいて、更に追加的な措置等を取っていただくことはあり得るかと思っておりますけれども、政令には以上のようなところが特に利害関係を有するというところで関係すると理解しております。

以上が資料2でございますが、それを踏まえまして資料3でございますけれども、これは法律及び政令を踏まえて、細則については委員会の方で運営規則を定めていただくということになっておりますので、その運営規則の案でございます。簡単に説明をさせていただきます。

第1条は、監理委員会の運営については、法律及び監理委員会令以外にこの規則で定めるということが書いてございます。

第2条は、会議の招集を委員長が行うこと、及びその手続等が書いてございます。

第3条は、書面による議事でございますが、原則として皆さんにお集まりいただいて審議をしていただくわけですが、やむを得ない事情で開く余裕がない場合においては、書面をもって代えることができるという規定でございます。

第4条は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者にこの会議への出席を認めることができるという規定でございます。

第5条は、会議の公開でございますけれども、委員会は原則として会議を公開し、又は議事録を速やかに公開するものとする。ただし、委員長は公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができることになっております。

ただ、第2項がございまして、会議及び議事録を公開しないこととした場合にも、その理由を公表するとともに、議事要旨を公開することになっております。

これは、審議会の公開に関する閣議決定がございまして、その閣議決定を踏まえた案文とさせていただきます。現実の運用の中では、第5条第1項に基づきまして会議又は議事録、あるいはその両方を公開していただくこととなりますが、例えば先ほど申しましたような入札結果の評価とかになりますと、これは企業秘密に当たるところ、企業名が

出ることには差し障りがあるということもございますので、そうした場合には、場合によっては議事要旨の公開といったこともあるのではないかと考えております。

第6条は「部会」でございまして、部会の設置は法律、政令等で書いてございますけれども、これは委員会から付託された事項について審議するというところでございます。また、その審議経過は委員会に報告するというところでございます。

2ページの方は、この部会についても第2条～第5条までの規定が準用されるということが書いてございます。

最後に第7条は、それ以外に必要なものは、委員長が委員会に諮っているいろいろな決めていただくということが書かれてございます。

運営規則については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○落合委員長 それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問とか御意見がおありの方はお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、原案のとおりでこの運営規則につきましては決定することにしたしたいと思います。

続きまして、本日は第1回目ということで、今後の審議の進め方等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○櫻井参事官 続きまして、資料番号が振ってございませんが、最後の方に「公共サービス改革法：今後のスケジュール（予定）」、「官民競争入札等監理委員会の今後の審議予定」、「『公共サービス改革基本方針』の策定に関する意見聴取及び情報公表について（概要）」、それからそれと同じような名前の分厚いもの、の4種類を御用意させていただいていると思いますので、これを使って今後の審議の進め方についての事務局としての考え方を説明させていただければと思います。

最初に「公共サービス改革法：今後のスケジュール（予定）」と書いた紙をごらんいただければと思いますけれども、本日公共サービス改革法が施行になりまして、ただいま第1回目の監理委員会を開催させていただいているわけでございますけれども、今後まずは監理委員会というよりは政府そのものの事項でございますけれども、7月11日～8月10日まで、公共サービス改革基本方針策定に関する意見募集及び情報公表要請の受付というものをやります。この旨は、今日閣議後の記者会見で中馬大臣の方から公表させていただいておりますけれども、その内容については、後ろの方の公共サービス改革基本方針の

策定に関する意見聴取及び情報公表についてという 1 枚紙をごらんいただければと思います。

これは法律に基づく手続でございます。公共サービス改革法には、公共サービス改革基本方針の策定に際して、民間事業者が実施を担うことができる業務の範囲等について、民間の事業者、それから自治体の業務については自治体の方々も含めてでございますけれども、そういう方々から意見を聴取しなければならないという規定を置いております。また、法律の中では、その意見聴取が適切に実施されるように、民間事業者から求めがあった公共サービスについては、一定の情報を公表しなさいという規定を置いております。この 2 つの事柄につきまして、今回 7 月 11 日からの 1 か月間、民間の方々に広く意見の聴取や情報公表の要請を受け付けることとしております。

なお、法律的には、国の業務につきましては、民間事業者の方から要請を受け付ける。地方自治体の業務につきましては、地方自治体の方々及び民間事業者の方々から要請を受け付けるということになっているんですが、国会の審議の中で、事業者の方のみならず、広く国民からの意見を聞くべきではないかという御審議の中での議論もいただきましたので、今回の手続は法律上の手続はそこまでしか書いてございませぬけれども、趣旨の 3 つ目のパラグラフにございますように、広く国民からの意見も募集するということで、民間事業者というふうに限定せずに、どなたでも出したい方は出していただければ結構ですという形にさせていただいております。

期間は、先ほど申しましたように、7 月 11 日～ 8 月 10 日でございます。この結果がどう使われるかということでございますけれども、情報公表の方は、今後公共サービスの改革について、民間の方々がいろいろ考え、また更に追加的な提案を出していただく際に、その前提として参考になる情報を出させていただくという趣旨でございます。

それを踏まえて、意見聴取でいただいた民間事業者等からの提案につきましては、公共サービス改革基本方針では、官民競争入札や民間競争入札対象事業や廃止の対象とする事業を決定するというのが一つの大きな役割になっておりますので、その際に、委員会の御審議等の中で、民間からの意見をこれは入札の対象等にできる、できないという御議論をしていただくに当たっての、いわば素材として使っていただくことになります。

情報公表の方は、3 の 2 つ目のボツに書いてございます。要請があったものについて大体 2 週間ぐらいを目途にしております。内容によって若干遅れたりすると思いますが、ホームページの方に一定の情報を公表したいと思っております。公表する情報は、そこにあります事業の内容、実施体制、実施方法、その他の参考となる情報ということで、

フォーマットは分厚い資料の最後に付けさせていただいておりますけれども、それを埋めていただく形でやっていただこうと思っております。

意見聴取の方は、従来、法律に基づくものではありませんが、構造改革特区や規制改革についての提案受付を行っております。いわゆる「あじさい月間」と言っておりますが、6月の1か月、それから「もみじ月間」と言っておりますが、10月～11月にかけての1か月。この間、規制改革や「市場化テスト」を含む民間開放などについての要望・提案を受け付けるということを昨年もやっておりますが、その手続をも踏まえながら法定化したものでございます。

情報公表の方は、従来こういう手続はございませんで、初めて行うものでございまして、正直言いましてどの程度の範囲の情報をどのくらいやっていくかというのは、これから実際の経験も踏まえながら少しずつ改善していきたいと思っております。第1回目につきましては、時間があれば後で読んでいただければと思いますけれども、この分厚い紙の後ろに付けてございますような様式を作りまして、それに各省庁に埋めてもらう形で、皆様方が考える際の素材を提供できる形にさせていただいたということでございます。

以上が意見募集と情報公表要請の受付でございます。その後の手続でございますが、最初の紙に戻らせていただきます。私どもといたしましては、9月の初旬目途で公共サービス改革基本方針閣議決定、と書かせていただいております。法律で公共サービス改革基本方針をつくるのが義務づけられているわけございまして、これにつきましては案を内閣府の方が各省庁と協議をしてつくり、それをこちらで御審議いただいて、最終的には閣議決定するという手続が法定されております。

この基本方針は、大きく分けますと2つのことをお決めいただくことになっておりまして、1つ目が、言わばこの公共サービスの改革に関する基本的な考え方でございます。法律の中には、公共サービスの改革に関する意義及び目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針と書いてございますが、これをお決めいただくのが1つ目でございます。

2つ目が、対象事業の選定と言いますか、官民競争入札や民間競争入札の対象になる業務、あるいは廃止すべき業務、こういった具体的な業務をお決めいただくということでございます。この2つのものを併せて、「公共サービス改革基本方針」という1つの文書の中に盛り込むという法律の建付になっております。

私どもといたしましては、基本方針の作成において、公共サービス改革に関する基本的な考え方を、なるべく早急に明らかにすることが大事かと思っております。事業を選定するに当たっても、当然のことながら、政府が公共サービス改革をどういう考え方で

進めていくのか、ということが、事業選定のあり方に影響があり得ます。そういう意味からも、なるべく早く基本方針を策定していただいて、まずはその中で改革に関する基本的な考え方を明らかにしていただくことが大事かと思っております。時間的には非常にタイトでございますけれども、9月の初めぐらいにそれを閣議決定させていただければと思っております。それに間に合うような形で御審議いただければと思っております。審議日程については、後でまた詳しく御説明いたしたいと思っております。

もう一つ、対象事業の決定も重要な柱でございますけれども、これにつきましてはいわば2つの素材があるかと思っております。

1つは、この7月11日～8月10日に行う意見募集の結果出てくる民間事業者の方の御意見でございます。

もう一つは、先ほど申し上げましたように、この法律ができる前も、民間からの意見募集をしながら、各省庁と協議をしております。その協議結果について、「1. 国の行政機関関連の公共サービスの中で既に法律に基づいて官民競争入札等の対象とすることが予定されている事業等」に書いてございます。これは、規制改革・民間開放推進会議において、昨年の12月に第2次答申というのをおまとめいただきまして、この答申をまとめる過程で各省庁と会議の方で御議論をしていただきまして決めたものでございます。それを踏まえ、最終的には今年の3月31日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」において、政府としてもオーソライズしたものでございます。

その中では、例えば社会保険庁関連事業として、国民年金の収納事業を19年度から速やかに実施できるようにやっていくということでございますとか、あるいはハローワークについては、人材銀行について、東京を含む3か所について原則として平成19年度4月から事業を実施する。事業を実施するということは、入札その他はその前にやるということでございますけれども、そういったことが書いてございます。

また統計についても書いてございますが、これについては、2つの指定統計調査、つまり科学技術研究調査及び個人企業経済統計調査に関し、試験的調査等を行った上で、19年度までに市場化テスト、民間開放を実施すること。それ以外の総務省所管の指定統計調査について、市場化テスト・民間開放の実施のための計画を平成18年度前半までにつくることを決めております。

こうしたことが、法律ができる前に決まっております。ただし、この法律に基づいて官民競争入札や民間競争入札を行うには、公共サービス改革基本方針の中で御審議をいただいて、まだ決まってないところもありますし、中途半端に決まっているところもあります

ので、最終的に基本方針の作成における対象事業の選定プロセスの中で更に御検討いただき、基本方針に盛り込んでいただくということがまず一つございます。

なお対象業務の選定につきましては、民間からの意見がなければ対象とすることができないということには、法律上なっておりません。それ以外の事業についても対象にすることも十分あり得るわけございますが、とりあえず今、手元にある検討の手がかりとしては、意見募集の結果出てくるであろう民間からの御意見、それから既にこの3か年計画でとりまとめさせていただいた政府における合意事項、こういったものがございます。

これについては、9月の閣議決定を目指しております基本方針に盛り込めれば、それでよろしいわけですが、率直に申しまして、既に政府の中である程度検討が行われておりますものは、9月までの間に御審議いただく時間はあろうかと思っておりますが、片やこれから意見募集を行うものについては、8月10日までに出していただき、9月初めに基本方針をまとめるということになりますと、その間、御盆を挟んで約3週間でございますので、ちょっと日程的にはきつかなという感じは、正直いたしております。

その場合でも、民間からいただいた貴重な御意見を無にすることはできませんので、私どもといたしましては、年内目途に公共サービス改革基本方針を見直すことを想定しております。9月の基本方針の策定では、まず基本的な考え方をなるべく早く明らかにさせていただくことと、既に閣議決定等で政府内のあらあらの合意があるものを正式に手続の中で位置づけていただくということを中心にしながら、勿論民間提案の中で盛り込めるもの、合意できるものがあればそれを盛り込んでいただくということでございます。他方、盛り込めないものにつきましては、この公共サービス改革基本方針を年内を目途に見直ししていただくことを視野に置きながら、9月以降引き続きこの委員会の方で御審議いただいて、対象事業を更に拡大していただくということを想定しているところでございます。

これが私ども事務局として今、考えている日程でございますけれども、それを踏まえまして、次の資料を見ていただきますと「官民競争入札等監理委員会の今後の審議予定」という1枚紙を付けさせていただいております。これは、事務的に既に日程等をメール等で御紹介させていただきまして、その結果を踏まえて日程を組ませていただいておりますが、第2回～第5回まではそこに書いたとおりで、これについては一応確定をさせていただいております。

第6回と第7回につきましては、今、委員の方々から意見を賜まって日程を調整していただいているところでございまして、できればこの日程で、最低でもと言いますか、9月までに本日を含めて7回程度御審議をさせていただければと思っております。勿論状況を

見まして、若干変動もあるかと思いますが、このような日程でできればということで、今、調整をさせていただいているところでございます。

審議の内容でございますけれども、これも今後の審議状況を踏まえながら必要に応じて調整をさせていただく予定でございますが、とりあえず今、私ども頭の中で描いておりますのは、そこに書いているようなところでございまして、次回は13日の木曜日に開催させていただきますけれども、そこから2回ないし3回ほど、まず基本方針の総論について討議をしていただきたいと思います。ここで総論と書きましたのは、先ほど申しました2つの柱のうちの1つ目の基本的な考え方のところでございます。政府の改革に関する意義及び目標とか、基本的な施策の方針、こういったところを総論と書かせていただいておりますが、これについて集中的に御議論をいただければと思っております。

第4回目辺りから、今度は各論の議論も思っておりますが、これは先ほど申しましたように、既にある程度政府部内で議論がされております、社会保険庁の国民年金収納事業でございますとか、ハローワークの事業でございますとか、このあたりを中心に、各省からヒアリング等をしていただきながらご審議をいただくという作業を、4回目ぐらいに想定しておるところでございます。

基本方針については、法律上、まずその案を内閣府が各省と協議して作成し、協議が整ったものを監理委員会にお諮りすることになっており、これを9月にこちらに御審議をいただきたいと思いますと思っております。ただ実際には、9月の御審議で御了解をいただくためには、事前に委員会の御意見を聞いておく必要がございますので、それがこの7月13日の第2回目からの討議ということでございます。

4回目のところで、総論の素案と書かせていただいておりますのは、こちらの御審議を踏まえて内閣府の方から、一応案をとりまとめさせていただきまして、この25日以降、各省庁と協議を開始したいという趣旨でございます。ここから各省協議をさせていただきまして、8月2日のところでは素案の調整状況の報告と書かせていただいておりますけれども、各省からいろんな意見があろうかと思いますが、その意見の状況等も御報告いただきながら、更にそこでその意見についてこうあるべきだという御審議をここでいただいて、そのいただいた意見を踏まえながら、更に各省と調整をさせていただく。そういった形で、基本方針の案について、実質的な御審議を委員会の方で賜ればということが、この第2回目～第5回目、それから第6回目についての議論でございます。

素案の調整状況について、8月2日に御報告をさせていただいた後、更に調整をさせていただきまして、第6回の8月9日の原案と書いておりますのは、一応各省庁と協議の結

果、大体こんなものにおさまりましたということを御報告させていただければと思います。
そして、更にそこで御意見をいただくということを考えております。

それから、御盆を挟みまして9月1日に正式に内閣府でまとめさせていただいた案を、最終的に御了解いただければというのが私どもの考えでございます。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、とりあえず私どもが想定しております審議プロセスは、こんなところございまして、これについて御意見を賜ればと思っております。
よろしくお願いいたします。

○落合委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

どうぞ。

○樫谷委員 ここに「コストガイドラインについての討議」とありますが、どういうものでしょうか。

○櫻井参事官 それを忘れておりました。申し訳ございません。

最後に御説明した紙の中で「コストガイドラインについての討議」というのが書いてございます。この法律の中には実施要項をつくる際に、従来の実施状況についての開示をしなければと書いております。

この開示の内容は、経費でございますとか、人員、設備、あるいは目標達成の程度、こういったものを実施要項の中で開示するということが義務づけられております。その中の、コスト以外の事項もまた、個別にいろいろと考えていかなければいけないんですけれども、コストにつきましては御案内のとおり、国の場合コストの開示についての統一的なガイドライン等が必ずしもあるわけではございませんので、その点についてどういうコストを、どういう形で開示するのか、これは正直言って各省も私ども手探りのところがございますので、その基本的な考え方をガイドラインという形でまとめさせていただきたいと思っております。その考え方について今、中で作業しておるところでございます。

コストに関連しては、開示だけではなくて、もう一つのポイントがございます。官民競争入札の場合に、官と民との入札価格の比較をどうやってやるのかという問題です。例えば、官と民とが入札で、同じ1,000万円という価格で入れてきたとしても、その1,000万円の持つ意味合いが異なる場合がございます。これは経費の認識、例えば国の場合は退職手当引当金という概念がございますので、そういったものが入っていないのかとか、あるいは減価償却などもそうでございます。

それから、官民では、税金を払う、払わないの差もございますけれども、ここをどういうふうにするのかとか、そういった入札段階における官民の比較というときに、入札価格に一定の調整が要するのかどうかというポイントがあると思います。開示と入札価格の調整、この2つの点についてのコストガイドラインというものをつくる必要があるかと思っております。

それについては、一応8月2日から討議と書かせていただいておりますが、今、その案を検討中でございまして、もうちょっとお時間をいただいて、ある程度検討がまとまるのが7月いっぱいぐらいにかかろうかと思っているものですから、そのあたりから御審議をいただければと思っております。こちらにつきましては、9月1日までにまとまれば大変ありがたいと思っておりますが、実際にはもうちょっと時間がかかるかなという感じもしております。

その前の紙で御説明した、今後のスケジュールのところに、10月ごろ「ハローワーク関連事業実施要項作成」と書いてございます。昨年から今年の3月にかけて各省庁と議論した中で、一番早いスケジュールで、法律に基づく事業が進みそうなのが、このハローワーク関連の人材銀行等というものでございます。「人材銀行」というのは、ハローワーク付属のホワイトカラーに特化した職業紹介機関ですけれども、これについて、官民競争入札になるか民間競争入札になるかはまだこれからなんですけれども、いずれかを行うことを厚生労働省の方から約束をもらっている状況でございまして、その実施要項の作成を10月か11月ぐらいには終えるということが必要になってくると思います。

その後、それに基づいて入札をし、契約をし、来年の4月から事業が開始されることになりますので、そうしますと今回つくっていただくコストガイドラインも、遅くともこれに間に合うことが必要になってまいりますので、そういうことからするとまだ具体的に厚生労働省と話しているわけではございませんが、9月いっぱいぐらいには必要なのかというスケジュール感覚で今、考えておるところでございまして、それにつきましても、この基本方針の後これを追うような形で御審議いただければと思っております。

ついででございまして、今、申しましたように、官民競争入札・民間競争入札の実施要項も、監理委員会で御審議いただくことになりますので、秋口からは基本方針の見直しに向けての対象事業の追加的な選定に加えて、個別の事業についての実施要項の御審議をいただくといったところも、この監理委員会のスケジュールの中に入ってくるというふうに御理解をいただければと思っております。

その際に、先ほど部会を設置することができるという御説明をいたしました。いろいろ

るな事項が輻湊してきたときに、すべてこの委員会でやっていただくのか、あるいは場合によっては部会を立ち上げて、部会の中で御審議いただくのか、その際に専門委員にも御参加いただくのか、それはまたおいおい御議論を賜ればと思っております。

以上でございます。

○落合委員長 今の点、よろしゅうございますか。どうぞ。

○樫谷委員 ありがとうございます。

○落合委員長 逢見さん、どうぞ。

○逢見委員 国会での法案審議の中で、附帯決議が付いていたと思うんですが、附帯決議についてはどのように付度されていくのかお伺いしたいと思います。

○河事務局長 逢見委員がおっしゃるのは、附帯決議全体ということですか。

○逢見委員 例えば、基本方針の中に関わるようなものもあると思うんですが、そのようなものはどのようにされていくのでしょうか。

○櫻井参事官 今すぐ附帯決議が出てこないですが、附帯決議には、そもそも基本方針に書くべき事項もあればそうでない事項もあろうかと思いますが、いずれにせよ基本的には、附帯決議の趣旨を全部尊重してまいりたいと思っております。

たとえば附帯決議では、国民の声を広く聞けというお話がございました。これは、実際の意見聴取等において、必ずしも事業者だけではなくて広く国民から聞くことにさせていただいたということでございます。

それから、監理委員会との関係で言いますと、積極的、能動的に審議をしてくださいという附帯決議をいただいております。法律が「議を経る」と書いてあるものですから、受身、受動的になるのではないかという御懸念をおっしゃる方もございましたけれども、それにつきましては、積極的な審議をすべきとの附帯決議をいただいております。

また公務員の処遇の問題等について、公務員を辞めて民間事業者に行かれた方の処遇でありますとか、配置転換に当たっての基本的な考え方、端的に言えば官民競争入札や民間競争入札でポストがなくなった場合の、そこに働いておられる方の公務員の処遇一般についてでございますが、これは基本的に配置転換、新規採用の抑制でやるべきであるとか、あるいは民間に行かれた方の処遇の問題等について、附帯決議をいただいております。

それから、国民のための情報開示でありますとか、国民の声を広く聞くということ。更に、サービスの質の低下にならないようにしっかり行うべき、個別の事業としては国立大学法人、文化、芸術、科学技術については、業務の特性について配慮して慎重かつ適切に対応すべき、委員会につきましては、国民の声を反映できるような幅広い関係者によって

構成をし、人選に当たっては学識経験など、監理委員会の公平性、中立性に配慮すべき、窓口業務について、プライバシーの確保に配慮すべき、などを附帯決議としていただいております。当然、今の段階のみならず、これから政府が方針を決め、あるいは法律を運用する際には、こういったものを十分に尊重しながらやっていきたいと考えております。

○落合委員長　ありがとうございます。ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、おおむね、このような形で委員会を開いていくということでありますけれども、非常に短い期間で、かなりの回数が予定されておりますが、この法律の趣旨からしてスピードも要求されているということもございますので、大変であるとは思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

そういたしますと、具体的に次の委員会でどういうことをやるかとか、そういうことに関連しての御連絡はございますか。

○櫻井参事官　次回は、お手元に配らせていただきましたように、7月13日10時半～12時半まで時間をいただいております。場所は永田町の合同庁舎になろうかと思いますが、そちらの方で第2回を開催させていただきます。

内容は「基本方針　総論についての討議」ということでございまして、私どもの方で今、案をつくっておりますので、その案をお示しいたしましてひと当たり御議論をいただければと思っております。

○河事務局長　若干補足させていただきますと、今、委員長からのお話ですべてでございますので、私どもは委員の先生たちの御指導に基づきまして、事務局として精一杯先生たちに付いていきたいと思っております。

また、もう一つは冒頭に櫻井が申し上げましたように、全体の法律を推進する立場は内閣府にありまして、私どもその性格も持っているということでもありますので、こういうところでむしろ先生たちがおっしゃっていただいたことが、委員会の運営上の御意見としていただくのは当然でございますけれども、併せまして、私ども監理委員会の事務局に御指導いただいたことについては、内閣府の立場でできることも積極的にやらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今年度は4月から始まるものでありますけれども、法律の施行日から監理委員会が設置されましたことから、7月になって今日設置させていただいたという形でございます。その意味では年度という概念から言いますと3か月分今年度は短い、なおかつ立ち上げの時期ということございまして、今、委員長から再三お言葉をいただきましたけれども、12か月の分を9か月でやらなければいけないということと、そもそも発足したばかりで事務

局もそうですけれどもいろんな準備が行き届いてない部分を、先生たちのお力添えで3か月の短さだけではなくて、立ち上がりの苦勞も早急に取り戻さなければいかぬという2つの使命を持っております。国会におきましてもこの法律ができたならなるべく早く積極的な活動ができるようにするべきであるということを再三御指導いただいておりますので、その意味で先生たちに御迷惑をかけることを十分承知してはおりますけれども、7月、8月に先ほど申し上げたような通常の、いわゆる審議会とは異なり、ハードなスケジュールをお願いすることをお許しいただきたいと思います。

先ほど逢見委員の方からございましたように、この監理委員会の法律上の手続、責務、責任、あるいは仕事というのは、先ほど櫻井が御説明申し上げたとおりでございますけれども、国会では先ほど大臣が申し上げたことと重なるんですけれども、積極的かつ能動的に監理委員会が頑張してほしいということを、附帯決議でも御指摘いただいておりますので、これは権限の外だからということを余り気にされずに、公平・中立なお立場から積極的な御意見を賜れば、私どもも先ほど申しましたように積極的に付いていきたいと思えます。今日が第1回ということでございますけれども、これからの御指導をよろしくお願い申し上げたいと思えます。

先ほどの情報開示、この会議の運営ということで、先ほどのように運営規則で定めたところではありますけれども、これはまた先生たちの御意見もあろうかと思えますし、また先生たちに御迷惑をかける部分もあろうかと思えますけれども、先ほどの議事録をつくるという話と、議事を公開するという話と両方あるわけでありまして、事務局としては委員長とも御相談して、なるべく常に公開して運営していった方がいいのではないかと考えております。

ただ、先ほど櫻井が申し上げましたように、各省が行った落札者の評価の御議論をしていただく場面については、それを公開するということはいろんな意味で問題があるかと思えます。しかし、短期的に言いますと基本方針をつくる過程というのは、まさにパブリックなことをどうやっていくかということでございますので、率直に国民との関係でも、いろんな関係者の方との関係でも、公開で議論を進めていただけるとありがたいと思っております。7月、8月は原則公開ということで、この監理委員会を運営していただいたらありがたいと、事務局としては思っております。若干御迷惑をかける部分があるかと思えますけれども、委員長にもそのような形での御苦勞をいただければありがたいと思っております。

○落合委員長　そういうことでございますので、この委員会自体も公共サービスの改革そ

のものについて、透明性、中立性、公平性というものが確保されているかを見る役割ですが、この委員会自体につきましても、そういう意味で透明性の確保ということは最大限配慮をしていく必要があるということで、今、河事務局長の方から話がありましたけれども、そういうことで会議の公開につきましては、以上のような方針で基本的に対応したいと考えております。

その他に何か御発言ございますか、どうぞ。

○増田委員 さっき委員会の運営規則のときにお聞きすればよかったのですが、公開は大賛成ですし、その日とか翌日にホームページで議事録の公開をすればいいと思いますが、ざっと見た限りでは委員の守秘義務について特に書かれていないようです。特別に何か付加されているものがあるか、お尋ねします。

併せて、国会で随分御審議されたと思いますが、議事録全体をいただいてもなかなか読めないのですが、大まかな論点別におおよそこういう議論があって、このように答えたということが整理されているものがあれば、後ほど結構ですからいただければと思います。

以上です。

○河事務局長 増田委員のお話で、1つは審議会の委員の方は一般として、非常勤の公務員ということで、それに伴う守秘義務がかかっております。それに加えて、先ほどこの委員会特有のものとして、その義務の延長ではないですけれども、新たな義務が付加されているという2点でございます。

あと、国会議事録はポイントをまとめさせていただいたものを、事実上、前回お配りさせていただいておりますが、今の増田委員の御指摘のとおりでございますので、もう一回、全委員の方々に、同じものになることをお許しいただきたいと思いますけれども、後でそれぞれお手元に付くようにさせていただきたいと思います。

それから、僭越でございますけれども、これまでの法律の関係で、政府の法律の解釈がぶれることがあったりしてはいけないと思ひまして、実は今日この日に間に合わせるべく、解説本を事務局で並行してつくってまいりました。法制局との関係で議論した解釈、文字解釈を含めた本と、わかりやすいガイドブックみたいなものを、先ほど30部だけ手に入れて持ってきましたのでお配りさせていただきます。来週からは町に出ることになるかと思います。

また、余談ですけれども、この情報はホームページにそのまま載せさせていただくようにしておりますし、是非このような形で、法律そのものについての共通認識はつくらせていただければと思っております。昼間に出版社から出ましたので、まだ出回っておりませ

んけれども、もし重いようでしたら後で送らせていただきますので、置いておいていただければ、そのまま送らせていただきます。

余計なことを付け加えまして申し訳ありませんでした。

○落合委員長 それでは、何か特段の御発言ございますでしょうか。もしなければ、第1回の委員会を終了とさせていただきます。

お忙しいところ、ありがとうございました。

○河事務局長 どうもありがとうございました。これからよろしくお願いいたします。

(以 上)